

平成30年度 信楽園病院事業計画

I 信楽園病院本院

1. 基本方針

次の基本理念及び基本方針のもとで病院経営に努めます。

◆ 基本理念

病める人の権利と心情を重んじ信頼される医療を行います。

◆ 基本方針

- ・安全で質の高い医療を提供します。
- ・次世代の医療を担う人材の育成に努め、時代の変化に対応できる中核病院としての役割を果たします。
- ・地域包括ケアシステムを推進する取組みを進め、地域の医療、保健、福祉の向上に貢献します。
- ・患者さんに喜ばれ、誇りをもって働くことのできる病院づくりに努めます。

2. 重点実施事項

(1) 診療事項

(ア) 患者数の確保

病院運営の健全化を図るには収入の確保が最重要課題の一つであることから、患者数の確保に努める。

- ・新規患者の受け入れ
- ・救急患者の積極的受け入れ
- ・地域開業医との連携強化

(イ) 病床の効率的使用の推進

急性期病棟と地域包括ケア病棟のそれぞれの機能を活かし、病床の効率的使用の推進に努める。

(ウ) 診療体制の充実・強化

新潟大学との関連を強化するなどして、医師の確保に努める。

(エ) 診療報酬改定への対応

30年度診療報酬改定では、7対1・10対1一般病棟入院基本料が再編統合され急性期一般入院料となり、重症度、医療・看護必要度等の施設基準の見直しが行われるが、従来どおりの診療報酬が確保できるよう努める。また、指導料や加算等を積極的に算定し、収益の増を図る。

(オ) 診療設備・機器の整備

財政的負担を考慮し、診療の質を確保しつつ、診療設備・機器の整備は必要最小限に留める。

(カ) 医療事故の防止

医療安全管理室を中心として、医療事故報告書及びインシデントレポート内容の検討・分析を行い、適切な事故防止対策を図り事故の予防に努める。

(キ) 院内感染の防止

感染制御室を中心として、情報の収集・分析や手技等の職員教育を通じ、医療関連感染の防止に努める。他の医療機関との連携を図り、効果的対策を進める。

(ク) 地域の医療機関との連携強化

地域医療連携室を中心にして、当協会施設、地域の医療機関及び介護・福祉施設などとの連携強化を図り、診療及び救急医療の充実に努める。また、「にしく赤・坂ネット」及び「新潟市在宅医療・介護連携ステーション西第二」による在宅医療介護ネットワークの強化に努め、地域包括ケアシステム実現のための体制の整備を行う。

(ケ) 臨床研修病院について

基幹型臨床研修医については、29年度に研修医3名を受け入れ、30年度は4名の受け入れを予定している。従来の新潟大学からの協力型臨床研修医と併せ、研修医の積極的な受け入れを行い、人材育成に努める。

また、医学生の研究についても重視し、将来当院が研修先として選択されるよう取り組む。

(2) 管理事項

(ア) 人員の適正配置と研修体制の充実

人員の配置については、施設基準に配慮しながら効率的な配置に努める。また、新規採用職員の研修の充実や安全で質の高い医療を実践するために必要な教育・研修に積極的に参加させる。

(イ) 病院施設・設備の適正な維持管理

病院施設・設備について、適正な保守・点検を行う。また、今後良好な状態を維持できるよう中期的な整備計画のもとで管理を行う。

(ウ) 医療機能の効率的な提供

医療を提供するための運用システム及び人的資源の再点検を行い、業務の効率化に努める。

(エ) 情報システムの活用

情報システムにより、診療効率のより一層の向上を目指すとともに、ここから得られる情報を経営改善に活用する。

(オ) 医療材料の廉価購入及び供給・使用の効率化

医療材料の廉価購入及び適正な出納管理並びに消費管理に努め、人件費に次ぐ多額の費用を占める材料費の縮減に努める。

(カ) ボランティア活動の推進

ボランティア活動推進委員会を中心に積極的にボランティア活動を進め、患者サービスの向上及び病院機能の充実に努める。

II. 附属有明診療所

1. 基本方針

本院と同様の基本理念及に準じ、本院と密接に連携を取りながら、慢性腎不全患者の人工透析を中心とした診療を行い、入院に至るまでの在宅期間の延長に努める。

2. 重点実施事項

周辺地域の慢性腎不全患者並びに特別養護老人ホーム有明園に入所中の要介護腎透析患者に対し、昼間の人工透析治療を行う。

また、一般外来の診療を行い、地域住民の健康増進に寄与するとともに、有明福祉タウン内の老人ホーム・救護施設入所者の健康管理に寄与する。

(1) 診療的事項

(ア) 診療設備・機器の整備

財政的負担を考慮しつつ、診療設備・機器の整備に努め、診療の質の確保・向上に努める。

また、血液浄化療法室の一部にカーテンレールを増設し、患者のプライバシーに配慮すべく整備する。

(イ) 医療事故の防止

本院の医療安全管理室の情報を共有し、医療事故報告書及びインシデントレポートを検討・分析し、適切な事故防止対策を図り、事故の未然予防に努める。

(ウ) 院内感染の防止

本院の感染制御室の情報を共有し、院内感染防止のための効果的な対策を進める。

(エ) チーム医療の推進

医師、看護師、臨床工学技士、看護助手が協働し、安心安全な医療を提供できるよう努める。

(オ) 患者・家族との継続的な面談

患者の高齢化を見据え、患者・家族との面談を継続的にを行い、個々に応じた医療・看護を提供できるよう努める。

(2) 管理的事項

(ア) 施設設備の適正な維持管理

施設設備の適正な保守・点検を行い、長期にわたる良好な維持管理に努める。

(イ) 医療材料等の廉価購入と適正使用

医薬品、診療材料や消耗品の廉価購入並びに適正使用に努め、収支の改善を図る。

(ウ) 学会・研修会への参加

安心安全な医療を実践するため、必要な学会・研修会へ積極的に参加し、その資質向上に努める。

(エ) 地域との交流

有明福祉タウン内の行事に積極的に参加し、地域との交流を深めるよう努める。

平成30年度 信楽園あかつか診療所事業計画

1 基本方針

医療・保健・福祉施設等の関係機関と連携協力し、地域住民並びにあかつか福祉タウン利用者に対し、「人にやさしい医療」を提供することを基本理念とし、疾病の予防、適正な診断、治療を適切に行い健康の増進を図るとともに、協会の「隣保相愛」の精神に基づいて、地域で安心して生活できる、医療・福祉に貢献することを基本方針とします。

2 実施事項

- (1) 地域の医療需要に応えるため、信楽園病院の協力のもと、診療体制の確保に努めます。
- (2) 地域の行政、医師会、社会福祉施設及び近隣地区からの要請に応じて、積極的に参加協力し診療所の地域医療活動が広く周知されるよう努めます。
- (3) 信楽園病院・松風園・有明園・あかつか苑及び協会関連施設と連携を深め地域医療・福祉の増進に努めます。
- (4) 当診療所を利用されるあかつか福祉タウン利用者と、地域住民に対して「優しく親切で安心」の提供を心がけ、地域に密着した医療の中心的役割を担えるように努めます。
- (5) 信楽園病院から協力いただく医師の専門性を生かし、望まれる診療を提供し、患者や家族との信頼関係の確立に努めます。
- (6) 施設設備の適正な保守点検を行い良好な診療環境の提供と、効果的かつ効率的な業務遂行により経費を節約し、経営の安定化・健全化に努めます。

平成30年度 あかつか苑 事業計画

1 基本方針

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

2 施設の役割

「包括的ケアサービス施設」

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が過ごせるようチームで支援します。

利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

「リハビリテーション施設」

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行ないます。

介護老人保健施設としての医療と介護のサービスの提供できる施設の利点を活かし、医師・看護・介護・リハビリ等専門職によるチームケアで対応する施設として地域に果たす役割は大きく地域における介護の包括ケア拠点施設として機能の向上と、福祉の増進に寄与し公益に資するよう、施設の質の向上と施設利用者の確保を図り、安定した経営に努めます。

3 実施事項

(1) 介護保険施設（入所）サービス

- ア 利用者のケアプランの作成とサービスにより、自立支援・在宅復帰に努めます。
- イ 協力医療機関との連携を密にし、利用者の健康管理の充実と維持増進に努めます。
- ウ インフルエンザやノロウイルス等の感染性疾患には、施設内への進入の防止対策を図り、早期の発見と治療に努めます。
- エ 利用者一人ひとりの栄養状態を把握した「栄養ケア計画」に基づき食事を提供し栄養管理を行うとともに、計画の進捗状況を定期的に評価し見直し、栄養指導を積極的に行います。
- オ 施設の周辺自然環境の良さを生かし、利用者が生きがいを持てる園芸活動や趣味創作活動の充実に努めます。

(2) 通所サービス

利用者の在宅生活における自立支援を図ることから、医師・理学療法士が作成した利用者のリハビリテーション計画に基づく訓練を実施し、進捗状況を定期的に評価し見直しを行い、利用者の生きがいと喜び意欲の医事増進を図ります。

(3) 管理・運営事項

- ア 施設の運営は厳しくなっていることから、法人各施設との連携を図り施設利用者の積極的な確保に努め、施設の安定した運営に努めます。
- イ 地域における介護の包括ケア拠点として、職員の知識・資質の向上と経営意識を高め、研修・講習会への参加と情報共有に努め、提供するサービスの質の維持・向上を図り利用者及び家族に良質なサービスを提供することを目的として、職員の専門知識向上・スキルアップを図ります。
- ウ 施設利用者が安心して安全に過ごせるため、熱源機器の更新工事を行うほか、防災設備等の点検、避難訓練を定期的に実施します。

平成 30 年度 松風園 事業計画

1.基本方針

特養ホームを取り巻く環境は、介護人材の確保難や入所者の重度化に伴う多様な医療ニーズに対応するための医療と介護の連携強化など課題が多くあるが、体制の強化を図るなど、より効率的な運営に積極的に取り組む。

また、包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療や関係機関と連携した「地域包括ケアシステム」を推進する。

2.実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所生活介護(ショートステイ)事業
- (3) 通所介護(デイサービスセンター)事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 新潟市地域包括支援センター赤塚 事業

3.実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

- ① 入所者一人ひとりの介護計画に基づき、個々の「個別性」を重視したケアを実施し、要介護度の維持・改善に努める。
- ② 入所者の多様な医療ニーズへの対応や施設内の看取り体制の強化を図るため、引き続き看護師の増員を図りつつ、医師や協力医療機関との連携の強化を図る。
- ③ 前年度に引き続き、国の「介護職員処遇改善加算」の交付を受け、介護職員の処遇改善と確保に努め、一層のサービスの向上に努める。
- ④ 桜の花見、フルーツ狩り、園外食事会、ショッピング等年間を通じて多彩な行事に企画し、家庭的な環境の創造と四季折々の行事食の提供に努める。

(2) 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

- ① 上記(1)の記載の事項に努める。
- ② 短期入所の入所者の医療ニーズに対応するため、家族との「カンファレンス」を緊密にして、緊急時の連絡体制の強化に努める。

(3) 通所介護(デイサービスセンター)事業

- ① 利用者の「自立支援」を推進するため、個々の身体機能に合った「個別機能訓練計画」と機能訓練体制の充実により、機能の維持・改善に努める。
- ② 認知症高齢者や中重度要介護者を積極的に受け入れるため、認知症に関する指導者研修や介護職員の研修の充実にも努める。
- ③ 利用者の嗜好を把握し、お好み入浴、誕生会、園外行事を推進することにより、健康管理と家庭環境の維持に努める。

(4) 居宅介護支援事業

- ① 要介護者のニーズを的確に反映した質の高いケアプランを作成する。
- ② 電話相談、家庭訪問を通じて、要支援者も含めた相談窓口として地域包括支援センターとの連絡調整機能を強化する。

(5) 新潟市地域包括支援センター赤塚事業

- ① 担当地域の高齢者を対象に「基本チェックリスト」をもとに、総合事業対象者(要支援者)の把握と予防プランを作成し、その選択により訪問型、通所型、その他参加型(地域の茶の間、健康相談等)個々の状況に合った適切なサービスを提供する。
- ② 前年度、発足の「地域で支え合う仕組みづくり」事業を新潟市から引き続き受託し、センター内の推進員(コーディネーター)を中心に、積極的に事業を推進する。
- ③ 高齢者虐待ケースの対応や成年後見制度などを市や民生委員等の関係機関と連携を取りながら生活の維持・安定に努める。
- ④ 支援困難事例に関する介護支援専門員への助言や地域内のネットワークの構築、情報交換、研修を通じて地域の介護支援専門員への支援を行う。

4. ボランティアと実習生の受け入れ

ボランティアや福祉専門学校・大学生等を積極的に受け入れ、地域交流の拡大と将来の福祉人材の育成と支援に取り組む

5. 管理・運営

平成7年4月、「松風園」建設以来、稼働してきた冷温水発生器・給湯ボイラーが老朽化し、近年、故障・修理が煩雑に見られるため、隣接の「あかつか苑、あかつか診療所」と一括で改修工事を行い、利用者の健康保持に努める。

平成30年度 有明園 事業計画

1 基本方針

介護報酬改定の第1年度にあたり、部門間の収支格差をならしてバランスを図り、経営の安定に努めながらこれまでのサービスを維持し、地域の社会資源として稼働する。

介護度の重度化が進み、医療・介護ニーズがより多様化するご利用者に対し、自立支援に重点を置いた取り組みとして、施設全体で「看取りケア」「リハビリ」「口腔ケア」「認知症ケア」を行い、引き続き一人ひとりの生活を尊重した良質なサービスの提供に努める。

また、良質なサービスの提供のため、介護人材の育成、新たな人材の確保と定着のため、職場環境の整備・改善を図る。

当施設を利用されている方、そのご家族、地域の皆様から喜んでいただけ、また選んでいただける施設として努力する。

2 実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所(ショートステイ) 事業
- (3) 老人デイサービスセンター事業
- (4) 居宅介護支援事業

3 実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

- ①最期を迎えるまで安心した生活を送ることが出来る介護に努める。
- ②要介護度・医療依存度の高い方も安心して満足感の得られる生活が送れるよう、ユニットケアを推進していく。
- ③「楽しいリハビリ」を通して、心身の機能、心肺機能の低下を防止する。
- ④看取り対応の体制、及び医療との連携を強化する。

(2) 短期入所(ショートステイ) 事業

- ①空床の有効的な利用方法を策定し実施する。
- ②ショートステイを利用することで機能維持や心身の活性化を図り、在宅生活継続を支援する。

(3) 老人デイサービスセンター事業

- ①生活機能の維持向上の観点からの機能訓練を強化する。
- ②地域社会との交流を促進する。
- ③一人ひとりが満足できるサービスに努める。
- ④総合事業（基準緩和対応）への準備を進める。

(4) 居宅介護支援事業

- ①地域包括支援センター主催研修への参加や医療機関との連携を強化する。
- ②地域ケア会議や懇談会等を通じて、地域へ支援センターを情報発信する。

4 管理・運営

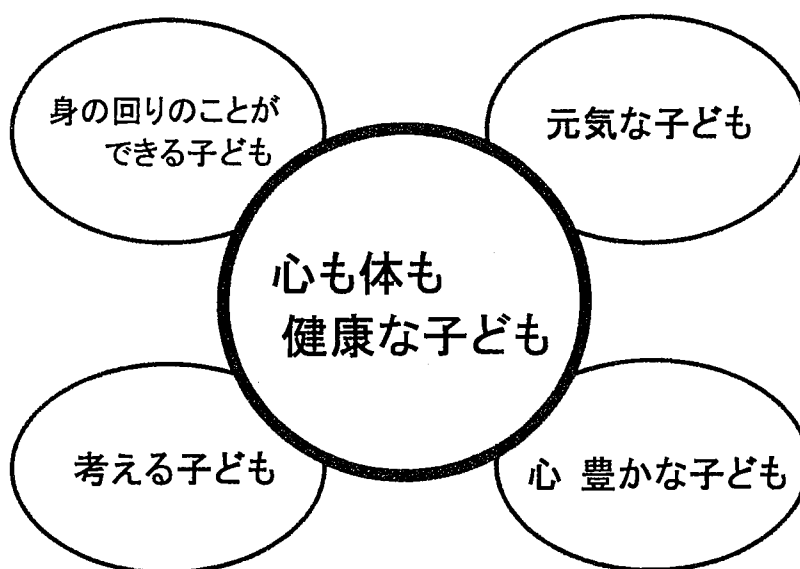
- (1) 各部門の事業計画、収支予算の推移を注視しながら、状況に応じた軌道修正に対応できるよう連携を強化し、安定した経営・運営に努める。
- (2) 適正な人員配置を進めるとともに、永続的な就労環境の構築に取り組む。
- (3) 利用者が安心・安全に利用していただくため、防災、事故防止、感染症予防対策の観点から各専門部会と連携して環境整備に取り組む。

平成30年度 隣保館保育園事業計画

1. 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2. 保育目標



入 園 児 の 状 況 （ 定 員 65名 ）							
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成 29年度	7	11	11	11	15	11	66名
	29名 （ 44% ）			37名 （ 56% ）			
入 園 児 の 状 況 （ 定 員 65名 ）							
平成 30年度	5	14	14	13	11	14	71名
	33名 （ 46% ）			38名 （ 54% ）			

3. 実 施 事 項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・ 散歩、裸足保育、戸外遊び、伝承遊び、運動遊び、オールアルビレックス体操教室、ローラースケート、竹馬、縄跳び
- ・ 交流保育（全園児との縦割り混合保育、三保育園との交流、なかよし保育）
- ・ 自然とのふれあい（園外保育、花壇作り、野菜作り、小動物の世話）
- ・ 各種行事（誕生会、季節行事、伝統的行事）
- ・ 童話に親しむ（絵本の読み聞かせ、お話会、図書の貸し出し）

イ 健康管理

- ・ 発育測定（毎月）
- ・ 歯みがき指導（毎食後）
- ・ 手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・ 園児健康診断（内科年2回、歯科年2回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎）
- ・ 各種検査（視力年1回、尿年1回）
- ・ アレルギー対応と研修、エピペン使用研修
- ・ その他保健に関する取り組み（感染症予防のための保育室内外の衛生管理、保護者への保健指導と保健意識向上に努める、感染症流行状況の把握と感染拡大防止の情報発信）

エ 安全対策

- ・ 避難訓練（火災、消火、地震、風水害）年1回消防署の指導を受ける
- ・ 引き渡し訓練（年1回）
- ・ 危機管理訓練（防犯対策、事故防止、ヒヤリハット）
- ・ 交通安全指導（専門員による指導・年2回）

オ 食育の推進

- ・ 野菜作り、クッキング、行事にちなんだ伝統食、手作りおやつ、食育クイズ

(2) 保護者との連携

ア 保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・ 園及びクラスだより・毎日の保育のお知らせ・各種たより（絵本、保健、給食）、保育園行事への参加、保育参観、保育一日体験、懇談会、試食会、保護者アンケート

イ 育児への援助と啓発

- ・ 0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本育児図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・ 保育園行事への協力、資源回収（年5回）、バザー

(3) 地域福祉の推進

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・ 地域だよりの発行(保育活動の紹介、行事の案内、園行事招待)

イ 子育て支援

- ・ 育児相談、園庭開放、園行事招待、絵本育児書など図書の貸し出し、なかよしタイム

ウ 異世代交流事業

- ・ 世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、デイサービス有明園、デイサービス鏡淵訪問・園児祖父母及び地域お年寄りとの交流・民生児童委員「コーラスこばと」との交流)
- ・ 異年齢児交流(運動会、夏まつり、ひなまつり、なかよしタイム、一年生との交流会 他)

エ 子ども子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業

(4) これからの保育所と保育士の役割

認定こども園移行準備、子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援
苦情処理システムの情報開示

(5) 職員の資質向上等

保育士は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

ア 研修会及び保育施設の視察(各種研修会・保育や地域活動を積極的に実践している施設)

イ 三保育園職員勉強会(認定こども園について外部講師研修会実施

保育計画に関する研修(年齢別勉強会))

ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、誤食・事故防止についての意識強化、自己評価
未満児会議、以上児会議)

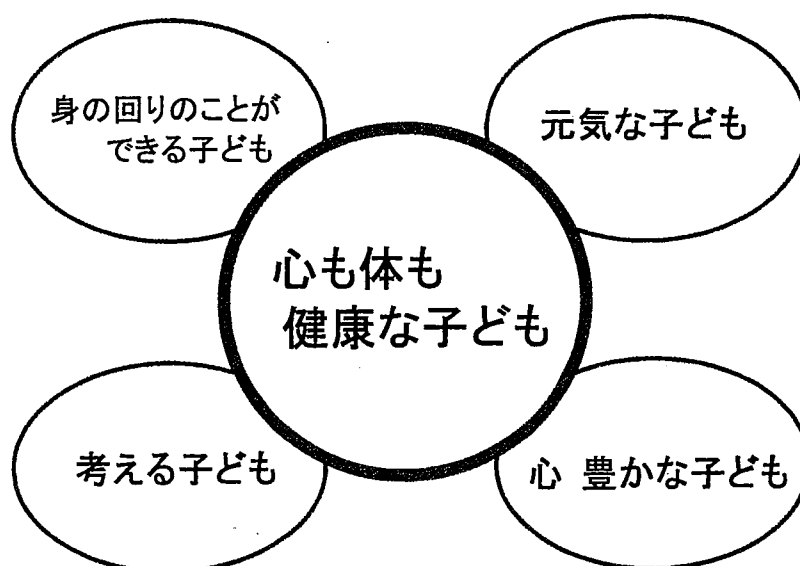
エ キャリアアップ研修、幼稚園免許取得・更新

平成30年度 新潟保育園事業計画

1. 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2. 保育目標



入園児の状況（定員 90 名）							
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成29年度	6	11	16	19	19	19	90名
	33名（37%）			57名（63%）			
平成30年度	2	15	19	16	19	19	90名
	36名（40%）			54名（60%）			

3. 実施事項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・ 散歩、裸足保育、なわとび、竹馬、水泳指導、運動遊び、伝承遊び、紐結び
- ・ 交流保育（異年齢保育、三保育園児、地域の乳幼児、学童）
- ・ 自然とのふれあい（園外保育、熱帯魚、野菜・花の栽培）
- ・ 各種行事（誕生会、季節行事、伝統的行事）
- ・ 童話に親しむ（絵本の読み聞かせ、素話、朗読、図書の貸し出し）

イ 健康管理と安全対策

- ・ 発育測定(毎月)
- ・ 歯みがき指導、手洗いうがいの励行

ウ 保健計画

- ・ 園児健康診断（内科年2回、歯科年2回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎）
- ・ 各種検査（視力、尿）
- ・ アレルギー対応と研修・エビペン使用研修

エ 安全対策

- ・ 避難訓練等（火災、消火、地震、風水害、津波）年に2回消防署の指導を受ける
- ・ 引き渡し訓練(年1回)
- ・ 危機管理訓練(防犯対策、事故防止、ヒヤリハット)
- ・ 交通安全指導(専門員による指導・年2回)

オ 食育の推進

野菜作り、お弁当箱の日、ホットケーキづくり、おにぎりおはぎづくり

(2) 保護者との連携

ア 保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・ 園及びクラスだよりの発行、保育参観、保育園行事への参加、懇談会、試食会

イ 育児への援助と啓発

- ・ 0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、育児図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・ 保育園行事への協力

(3) 地域福祉の推進

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・ 掲示板の活用、なかよしだよりの発行(保育活動の紹介、行事の案内、園行事の招待)

イ 子育て支援

- ・ 育児相談、園行事招待、園庭開放、絵本図書貸し出し

ウ 異世代交流事業

- ・ 世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、デイサービス鏡淵訪問・デイサービス有明園園児祖父母及び地域のお年寄りとの交流)
- ・ 民生児童委員「コーラスこぼと」、「おはなしの会」、「ハーモニカ楽しみま専科」との交流
- ・ 異年齢児交流(運動会、なかよしまつり、作品展、一年生及び6年生との交流会)

エ 子ども子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 障がい児保育事業

(4) これからの保育園と保育士の役割

認定こども園移行準備、子育て支援、虐待問題、苦情処理システムと情報開示、保護者支援

(5) 職員の資質向上等

保育士は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

ア 研修会及び保育施設の視察(各種研修会、地域活動を積極的に実施している施設)

イ 三保育園職員勉強会(外部講師による研修、保育計画に関する研修、年齢別勉強会)

ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、認定こども園について、発達の気になる子への共通理解保育に関しての環境構成や配慮について)

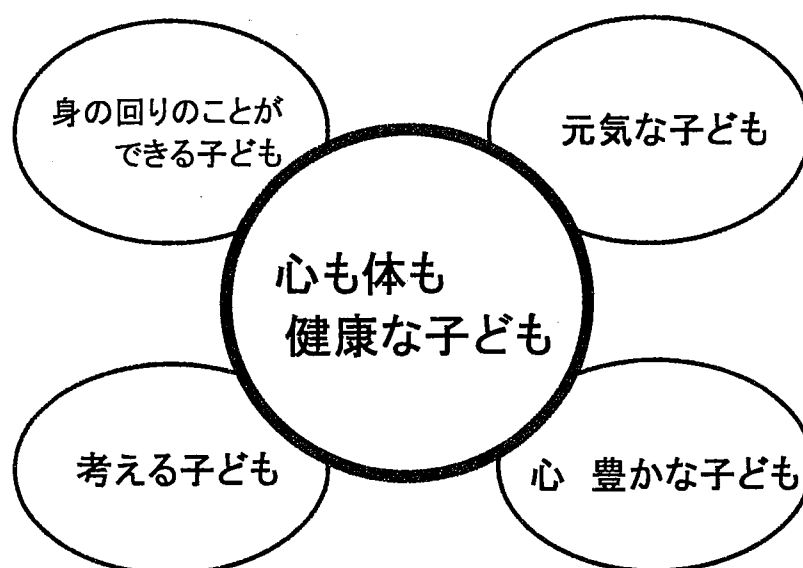
エ キャリアアップ研修、幼稚園免許取得・更新

平成30年度 東小針保育園事業計画

1. 基本方針

- ・ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・ 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・ 養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・ 地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2. 保育目標



入園児の状況(定員140名)							
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
平成 29年度	8	21	20	30	26	35	140名
	49名 (35%)			91名 (65%)			
平成 30年度	8	23	23	29	31	26	140名
	54名 (39%)			86名 (61%)			

3. 実施事項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・裸足保育、乾布まさつ、戸外遊び、縄跳び、水泳指導、運動遊び、ローラースケート、散歩
- ・アルビレックススクール(サッカー・体操・チアダンス)
- ・交流保育（なかよし保育(3・4・5歳児交流)、三保育園との交流)
- ・自然とのふれあい（園外保育、野菜畑・花壇作り)
- ・各種行事（誕生会、季節行事、伝統的行事)
- ・童話に親しむ（絵本の読み聞かせ、図書の貸し出し、素話し)

イ 健康管理

- ・発育測定(毎月)・健康診断（内科年2回、歯科年2回、耳鼻科2年毎、眼科3年毎)
- ・歯磨き指導(毎食後)
- ・手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・園児健康診断(内科年2回、歯科年2回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎)
- ・各種検査(視力、尿)
- ・アレルギー対応と研修
- ・その他保健に関する取り組み(感染症予防のための保育室内外の衛生管理、保護者への保健指導と保健意欲向上に努める、感染症流行状況の把握と感染拡大防止の情報発信)

エ 安全対策

- ・避難訓練(火災、消火、地震、風水害)年1回消防署の指導を受ける
- ・引き渡し訓練(年1回)
- ・危機管理訓練(防犯対策、事故防止、ヒヤリハット)
- ・交通安全指導(専門員による指導・年2回)

オ 食育の推進

- ・野菜作り、お弁当箱の日、クッキング、手作りおやつ、行事にちなんだ伝統食

(2) 保護者との連携

ア 保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・園及びクラスだより、各種おたより(給食、絵本、保健)、毎日の保育のお知らせ
- ・保育園行事への参加、保育参観、懇談会(組別及び個別)

イ 育児への援助と啓発

- ・0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本・育児書などの図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・保育園行事への協力

(3) 地域福祉の推進

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、
児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い
子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・掲示板の活用、地域だよりの発行(保育活動の紹介、行事の案内、園行事招待)

イ 子育て支援

- ・育児相談、園行事招待、園庭開放、絵本育児書など図書の貸し出し

ウ 異世代交流支援

- ・世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、ディサービス有明園、ディサービス鏡淵訪問、
園児祖父母及びお年寄りとの交流・民生児童委員「コーラスこぼと」との交流会)
- ・異年齢児交流(運動会、夏まつり、誕生会、作品展、1年生及び6年生との交流 他)

エ 子ども子育て支援事業

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・障がい児保育事業

認定子ども園移行準備、子育て支援、虐待問題、苦情処理システムと情報開示、保護者支援

(5) 職員の資質向上等

保育士は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

- ア 研修会及び保育施設の視察(各種研修会、保育や地域活動を積極的に実践している施設)
- イ 三保育園職員勉強会(外部講師による研修会実施、保育計画に関する研修(年齢別勉強会))
- ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、環境構成の充実、保護者支援、自己評価)
- エ キャリアアップ研修、幼稚園免許取得・更新

平成 30 年度有明児童センター事業計画

1 基本方針

有明児童センターは、「のびのびと明るく元気でたくましく」の理念のもと、子どもが安心して過ごせる場として、それにふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びが可能になるように、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立等により子どもの健全な育成を図る。

2 実施事業

子どもに健全な遊びを提供することで、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、有明児童センター自主事業、留守家庭の子どもが安定した放課後を過ごせるようにする放課後児童健全育成事業、核家族等で育児不安に陥りがちな子育て中の母親を支援する地域子育て支援拠点事業を、関係する地域組織や関係機関と連携しそれぞれの事業の推進を図る。

3 事業内容

(1) 児童健全育成事業（有明児童センターの自主事業）

- ・ 児童健全育成のための集団的・個別的支援を行う。
- ・ 子どもたちに遊びを保障し、それを通して、自主性・社会性・創造性を高め個々のペースに応じて自立していくことができるように支援する。

ア 家庭児童を対象とした子どもクラブ（1～3年生）の支援活動（30人）

イ 高学年児童を対象としたジュニアクラブ（4～6年生）の支援活動（65人）

ウ 青山小学校区以外の児童を対象としたヤンチャクラブ（1～6年生）の支援活動（20人）

エ 保護者の事情による一時的要因に係る児童の支援活動

オ 自由来館（一般）児童の支援活動

(2) 放課後児童健全育成事業

- ・ 留守家庭児童（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童）の健全育成のための集団的・個別的支援を行う。
- ・ 家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう児童の自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立が図れるよう支援する。

留守家庭児童を対象とした青山児童クラブ（1～6年生）の支援活動

(3) 地域子育て支援拠点事業

- ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、親子・家庭・地域社会の交わりができるように支援する。

ア 子育て親子が交流する場の提供と交流の促進

- ・ 親子で遊びましょの運営 (毎週火曜日・水曜日・金曜日)
- ・ 子育てサークル支援 (ドラえもん、すくすく)
- ・ 自由来館の促進 (月～土曜日 午前10時～午後4時)

イ 子育てに関する相談・援助の実施

- ・ 子育て相談 (主に水曜日)
- ・ ぴよぴよ広場 (6ヶ月児までの親子の育児教室・毎月第1水曜日)
- ・ こっこ広場 (7ヶ月～1歳未満児の親子の育児教室・毎月第2・4木曜日)

ウ 地域の子育て関連情報の提供

- ・子育てに必要とする情報をホームページなどで提供する他、広く子育て関連機関と連携し、必要なパンフレット等の設置場所を設けて子育て情報を周知する。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- ・食育に関する講習会
- ・読み聞かせ講習会
- ・育児講座
- ・体育遊び研修会 などを実施する。

(4) その他(事業を推進するための共通重点事項)

ア 遊び場環境整備・安全管理

- ・ 職員、保護者、ボランティア、子どもが協力して、安心して安全に遊べる遊び場環境が維持できるよう館内外の環境整備、安全管理に努める。特に危険防止のため、遊具の点検や多くの大人の目が届くように、保護者等に見守りを働きかける。

イ 地域との連携

- ・ 有明あすなろクラブ、有明すこやかクラブ等地域組織活動グループ等、地域の様々なグループや団体と協力して、いろいろな季節の行事（夏まつり、そうめん流し、もちつき会、豆まき会等）を実施し、地域とのふれあいや連携を図る。

ウ 職員の資質の向上

- ・ 新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会、情報交換会等職場内外での研修の機会をとらえて、職員の資質の向上を図るように努める。

エ 安全対策 緊急時対策

- ・ 毎月1回館内点検日を設け、館内設備の点検、修繕、清掃を行う。
- ・ 緊急時対策マニュアル（火災、風水害、地震、不審者対応等）を職員間で周知し緊急時の対応に備える。
- ・ 消防法の規定に沿って年2回避難訓練を行う。

オ 実習生の受け入れ

- ・ 実習生や職場体験の受け入れを積極的に行い、人材育成に努める。

平成 30 年度 有明福祉会館事業計画

1 有明福祉会館事業

当会館は、地域住民と一体となって地域福祉の増進に寄与することを目的に住民がよりよい活動が展開できるよう、活動の拠点としての場を提供する。

併せて、地域組織団体や自治会と連携を図り、地域包括ケアを目標とした地域における支え合いの仕組みづくりに向けた様々な福祉活動の推進を図る。

さらに、コミュニティ協議会や民生児童委員との協力による地域住民に対する福祉サービス活動の充実を図る。

(1) 場の提供

ボランティアをはじめ地域自治会、各種福祉団体の活動拠点として場を提供

(2) 茶の間の開設

ア 「和みの部屋：青山」の開催

地域住民の交流と見守りを目的として開催

開催期日 毎月 2回

共催団体 青山地区民生児童委員協議会

青山小学校区コミュニティ協議会

イ 「らっくり」の開催

高齢者の介護予防と交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

共催団体 地域包括支援センター小新・小針

有明地区自治協議会

ウ 「レコカフェ」の開催

レコード鑑賞を媒体に地域住民の交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

協 力 民生委員および有志

(3) 地域組織・団体との連携強化および援助協力

青山小学校区コミュニティ協議会、各地区自治協議会、青山地区民生児童委員協議会など地域組織団体との連携をはかり、地域における支え合いの仕組み作りに向けた活動に対する援助協力

(4) 地域世代間交流事業の実施

地域における世代間交流を図るため青山小学校区コミュニティ協議会、青山地区民生児童委員協議会と協力し有明児童センター利用児童および地域の就学前児童親子さらに地域高齢者を対象にしたソーメン流しを実施

(5) 学習会・研修会等の開催

福祉に対する理解を深め、福祉活動への参加を促すための学習会等を開催

(6) 青山地区民生児童委員協議会との連携

地域における福祉活動等の推進を図るべく、共同事業などの実施をはじめとする各種の福祉活動を展開

(7) 有明ふれあい夏まつりの実施（共同事業）

有明福祉タウンと青山小学校区コミュニティ協議会を核とした各地域自治会、民生児童委員協議会等との共同開催による住民参加の交流の場として開催

(8) 情報の提供等

福祉に関する各種情報を地域住民やボランティア等に提供

(9) その他

各種福祉活動への相談・助言
実習生の受け入れ

2 身体障害者福祉センター事業

身体障害者の方々のふれあいと交流を深めるための場を提供する。併せて、自立と社会参加を促すべく、機能訓練や日常生活訓練のための場の提供をはじめ、各種器具機材の提供を行う。

(1) 場の提供

身体障害者の方々の活動の場として施設開放を行う。

(2) 器具機材の提供

機能訓練および日常生活訓練等に必要な器具機材の提供を行うとともに、その有効活用を図る。

1 基本方針

定款で規定された目的を達成するために、社会福祉法人の公共性とその特性を活かし、各種社会福祉事業の適切な経営を図るとともに、地域住民の信頼に応え、地域と密着したきめ細やかな福祉事業を総合的に推進して、地域福祉の向上に寄与する。

2 実施事項

協会の各施設において、それぞれ自主性をもって、それぞれの分野において特色ある福祉事業を推進できるように配慮するとともに、各施設間の連絡調整を図り、次の事項を推進する。

(1) 協会運営体制の充実・強化

- ア 本部及び施設職員との連携はもとより、理事・評議員の理解と指導のもとに事業の進展に努める。
- イ 保健・医療・福祉関係機関、団体等と連携を一層密にして協力体制を確立する。
- ウ 少子・高齢化に対応するために、児童福祉施設及び介護老人福祉施設等の利用者のニーズを的確に把握し、入所者・利用者の処遇の改善及び良好な事業運営と基盤整備を図る。

(2) 地域福祉の推進

- ア 在宅サービスの一層の推進を図るために、短期入所、デイサービス、通所リハビリ、介護支援センターや訪問看護ステーション等の充実を図り、関連施設が連携を保持し、総合的に「地域保健・医療・福祉サービス」が効果的に推進できるように努める。
- イ 地域ボランティアの育成、活動の促進を図る。
- ウ 協会が経営する施設に、永年にわたり活動するボランティアグループ等に対して、感謝状を贈り、活動が継続するよう支援に努める。

(3) 施設整備等

- ア 利用者から選択される、利用しやすい施設の整備に努める。
- イ 地域の諸団体と連携を密にしながら、福祉活動の場の提供とその支援に努める。

(4) 職員の福利厚生等の充実

- ア 生活資金、住宅資金貸付制度を継続し、職員の生活の安定と財産形成を図る。
- イ 誠実に職務を果たした25年勤続の職員を顕彰するために、その功績に対して表彰状と記念品を贈呈する。
- ウ 職場の良好な環境づくりのために、福利厚生の充実に努める。

3 有明福祉タウン共同事業の推進

- (1) 有明福祉タウン内施設等が相互協力を密にして、新潟市有明福祉事業協会との連携を保ち、事業実施をしていくために、毎月連絡会議を行う。
- (2) 両協会の施設及び地域の各種団体で行事計画を構築し共同事業を推進する。